

長野県ドッジボール協会 倫理委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、長野県ドッジボール協会（以下「協会」という）が定める倫理規程の第5条に定める専門委員会（以下「倫理委員会」という）として組織し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 倫理委員会

(倫理委員会の活動)

第2条 理事長は、会員等の倫理規程第2条に規定する違反行為に対して処分の審議を行うにあたり必要と認める場合には倫理委員会を設置し、事実関係及び経緯内容等について、調査・検討及び処分方針の決定を諮問することができる。

ただし、理事長及び理事が、処分の対象者（以下「対象者」という）となる場合は、監事がこれを行う。

(選任・委員会の構成)

第3条 倫理委員会には、委員の代表者として委員長を置く。委員長は、理事長が選任し、常任理事会の承認を得たうえで委嘱する。

ただし、理事長及び理事が対象者となる場合は、監事が委員長を選任し、これを委嘱する。

2 委員長は、理事長と協議して倫理委員会の委員を選任し常任理事会の承認を得たうえで、理事長がこれを委嘱する。

ただし、理事長及び理事が対象者となる場合は、委員長は監事と協議して倫理委員会の委員を選任し監事がこれを委嘱する。

3 委員長及び委員は、原則として事案に対して検討事項及びその処理について専門的知見を有する中立者とする。

4 前3項に係らず、処分の対象者及び対象者と特別な利害関係を有する者は、委員となることができない。

5 倫理委員会の構成は、原則として5名以上とする。ただし、委員会の構成（人員面）に差し支えがある場合には必要に応じて、若干名の委員を追加選任することができる。

委員会の構成は次のとおりとする。

- ① 協会理事 3名
- ② 協会評議委員 1名
- ③ 協会登録チーム代表 1名
- ④ その他理事長もしくは監事が必要と認めるもの 若干名

(任期)

第4条 倫理委員会の委員の任期は、選任の日から、原則として当該案件に関する処分が確定した日までとする。

(職務)

第5条 倫理委員会は、会員等の処分に関する事項について、任命権者の諮問により必要な事情調査、検討及び処分方針の決定を行うものとする。

(召集)

第6条 倫理委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第3章 調査の実施及び報告

(調査・検討事項)

第7条 倫理委員会は、倫理規定に基づき調査を行った常任理事会からの報告を受けた以下の事項に対して審議する。

- ① 被疑行為の事実関係の調査及び検討結果の確認
- ② 処分を課することの適否の判定
- ③ 処分を課する場合における処分の種類の判定
- ④ その他、委員会が認めた事項

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、事実関係の説明または意見を聞くことができる。

(当事者の弁明)

第9条 処分に係る対象者は、委員会に対し自己の被疑行為について弁明することができる。

(常任理事会への報告)

第10条 倫理委員会は、調査・検討結果及び処分について常任理事会に書面にて 答申する。

ただし、理事長及び理事が対象者の場合は、監事に答申する。

第4章 機密保持及び文書の保管

(機密保持)

第11条 倫理委員会における審議内容等については、原則として、非公開とする。

2 委員は、委員会で知り得た情報について、他人に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。退任した後も同様とする。

(担当する事務局の部)

第12条 倫理委員会に関する事務は、事務局が担当する。

(処分に係る証憑・記録の保管)

第13条 事務局は記録を備え、会員等の処分に係る調査・検討内容、相手方及び当該業務の実施に係る経緯、ならびにその実施年月日を記載する。また、当該記録を証憑資料と共に10年間保存する。

第5章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第14条 この規程の細部にわたる解釈は、専門委員会規程、その他の規程及び各種通達の定めによる。ただし、他に定めのない場合は、常任理事会及び協会関係者の協議によるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃の決定は、理事会の議決を経たのち理事長が行うものとする。

附 則

1. この規程は、2024年4月1日から施行する。